

第2号議案 平成25年度収支決算報告承認の件

平成25年度収支報告書

平成25年7月1日から平成26年6月30日まで

Table with 5 columns: 科目区分, 科目, 予算額, 決算額, 差異, 摘要. It details the financial performance of the association for the fiscal year 2014.

Table with 5 columns: 科目区分, 科目, 予算額, 決算額, 差異, 摘要. It details the financial performance of the association for the fiscal year 2014, focusing on expenses.

25年度の要望では、先ず条例を制定し、実施に当たっては税理士の活用を要請することとし、都議会各派のヒアリングにおいて、税理士の積極的な活用策について要望した。東京都側は、税務相談を担当する東京国税局と税理士は支部との協議で決定していること、今後も継続するの審議会等への委員については、公平を確保しようとしていること、が各会派を通じて回答があった。

1 組織の現状について
平成13年の改正税理士法が施行から平成26年3月末日までの間、税理士登録者数は85,528人増加した。このうち東京税理士会は41,244人増加しており、東京税理士会への集中が際立っている。

2 組織強化をめざして
(1) 東京税理士会の8ブロックを二つのグループに分け、当該ブロックの単位税理士の会長・幹事長と本連盟役員との意見交換会を開催し、本連盟と単位税理士及び支部間の情報・意見交換を行った。この会議には、当該ブロックの支部長も出席した。

(2) 毎月実施の「税理士証書交付区」/日本税理士会館
(3) 開催日：平成25年12月16日(第6ブロック) / 第8ブロック(23区) / 衆議院9区(25区) / 衆議院1区(8区) / 参議院議員会館

(4) 単位税理士連の会員数、加入率、分担金、サポート募金額及びサポート募金口座を一覧表にした「支部単位税理士連会員数・サポート募金等状況報告」を各種会議で参考資料として配布した。

(5) 平成8年から継続している「税理士サポート募金」を本事業年度も「Support 2013」として実施した。会員及び単位税理士連の絶大な協力により、大きな成果をあげることができた。ご協力いただいた会員は延9,528人、募金額は501万円(本郷税理連からのサポート募金25万円を含む)に達した。協力会員には御礼ハガキを発送した。

(6) 東京税理士会からの委託事業として「税理士のためのポケットブック2014」を刊行。税理士会への新規入会者の証書交付式、各種会議において配布した。

(7) 東日本六税理連との連携について
北海道税理連が幹事となり平成26年4月18日、札幌市・ロイトン札幌で東日本六税理連役員連絡協議会が開催された。テーマは、「前年の協議会のテーマ『税理士連の現状と課題』に対する協力及び成果の改善に向けた解決策及び来年についての陳情の成果」のテーマ。本連盟から会長、幹事長はじめ関係役員が出席し、活発な議論が行われた。

【「当面の問題」シリーズ：問題点の解説】
◇第192号「税は誰のものか」国際的な租税回避の現状と対策(政策副委員長 福島秀一)
◇第193号「消費税軽減税率」特別措置法とその実効性と今後の課題(政策副委員長 菅原祥元)
◇第194号「消費税、斜めから」(一)内は出席者数(吉川裕)
◇第195号「税理士法第3条の検証」国税審議会の運用が鍵に(政策副委員長 菅原祥元)
◇ホームページに機関紙を掲載し、本連盟の広報活動を促進し、本連盟の広報活動を促進した。

第3号案 本連盟規約の全部改正承認の件

△改正の趣旨及び理由
東京税理士政治連盟規約を以下の趣旨及び理由により、全部改正する。
税理士は、税理士会以上に機動的な活動、合理的な活動、運営が必要であり、規約に規定されている事項と活動・運営実態との整合性を図ること、税理士会が税理士の活動により一層の関心をもち、また、財政負担が増大しない運営形態を目指すことなどを趣旨として規約を見直し、全部改正することとする。
主な改正項目は、次のとおりである。
1 目的及び事業について、国民のための税理士制度及び租税制度の確立のための政治活動を行うことを、より明らかとなる表現とする。(第2条、第3条)
2 本連盟の構成、組織について明確化を図る。(第4条)
3 会議運営の通則を設ける。(第12条)
4 会長及び副会長が幹事会の構成員とならないことを改め
(名称)
第1条 本連盟は、東京税理士政治連盟と称する。
(目的)
第2条 本連盟は、税理士の社会的使命を鑑み、国民のための税理士制度及び租税制度を確立するために必要な政治活動を行うことを目的とする。
(事業)
第3条 本連盟は、前条の目的を達成するため、日本税理士政治連盟及び単位税理士政治連盟(東京税理士会の支部の区域毎に組織する政治団体をいい、以下「単位税理連」という。)と連携して、税理士及び納税者の政治意識の高揚を図り、次の事業を行う。
(1) 納税者の代理人としての税理士制度を確立及び納税者の租税倫理の高揚を期するための諸施策
(2) 政府、政党及び国会議員等に対する、陳情、請願等の政治活動
(3) 納税者の実態に即した租税制度の実現のための政治活動
(4) 租税法に基づき「民主的」の租税法の現行の政治活動
(5) 単位税理連及びその会員に
【「テーマ」】平成26年度税制改正及び租税行政への意見について
①平成26年度税制改正要望書について
②平成26年度税制改正及び租税行政への意見書について
【会場】日本記者クラブ
【報道関係者の出席】
(一)内は出席者数
日本経済新聞(2)、朝日新聞(2)、読売新聞(2)、毎日新聞(1)、時事通信(1)、テレビ朝日(1)、大蔵財務協会(3)、税務研究会(1)、国際税務研究会(1)、中央経済社(1)、税経(2)、ぎょうせい(1)、清文社(2)
(13社、20名)
(2) 平成26年5月23日には東京税理士会主催の「報道関係者との懇談会2014・春」に出席した。
【「テーマ」】①税制改正に対する東京税理士会の取組み―消費税増税に関する取組み、相続税改正に関する取組みの平成26年度改正を踏まえた平成27年度税制改正意見
【会場】日本記者クラブ
【報道関係者の出席】
(一)内は出席者数
NHK(2)、朝日新聞(3)、毎日新聞(3)、共同通信(1)、時事通信(2)、大蔵財務協会(2)、税務研究会(4)、中央経済社(1)、ぎょうせい(1)、税経(1)、エヌピー通信(1)、タックス・コム(1)、東洋経済(1)、生涯教育新聞(2)、日本新聞協会(1)、清文社(3)
(16社、29名)
(3) 中小企業団体との連携について
平成26年3月25日、如水会館で消費税率の引上げに伴う対応をテーマに意見交換を行った。
【参加した中小企業団体】
日本商工会議所、東京商工会議所、全国中小企業団体中央会、東京都中小企業団体中央会、全国商工会連合会、東京都商工会連合会(以上、6団体・10名)
△重点運動13 国及び地方公共団体の会計制度改革(複式簿記・発生主義会計)の実現のための運動を強力に行う。
平成26年度税制改正に関する要望書において、国の会計制度改革(発生主義・複式簿記)による会計制度に改めるよう要望した。
対する情報提供及び機関紙の発行
(6) 東京税理士会との連絡調整及び連携の強化
(7) 前各局のほかに本連盟の目的達成のために必要な事業(構成及び会員)
第4条 本連盟は、単位税理連をもつて構成する。
第5条 本連盟は、当該区域の東京税理士会の税理士会員のうち、当該税理連に入会した税理士会員(以下「会員」という。)をもって組織する。
第6条 単位税理連は、毎年7月1日現在における会員数を7月15日までに本連盟に報告しなければならない。
第7条 前項に定める期限までに会員数の報告がない単位税理連の会員数は、当該単位税理連との協議により、幹事会で決定する。(事務所)
第8条 本連盟は、東京都各区分に事務所を置く。(規則及び細則)
第9条 本連盟は、会務の執行に必要な措置を行うため、規則又は細則を定めることができる。
第10条 規則は幹事会の議決により、細則は常任幹事会の議決により制定又は改廃する。